

第23回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年4月28日(木) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 百 々 英 夫

3番 永 洞 忠 志

4番 穴 吹 栄

5番 白 川 俊 明

6番 新 井 功 仁 恵

7番 橋 場 和 幸

8番 嗟 峨 弘 巳

9番 松 家 忠 夫

10番 白 川 英 之

11番 谷 口 正 明

12番 堀 金 澄 恵

13番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

日程第 7 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第2号 農地法第6条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第3号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告
について

日程第10 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第23回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

今年は雪解けが早く、桜前線も例年より5日から8日早いというように報道されておりますけれども、我が町におきましても肥料散布やスラリー散布等が行われている大変お忙しい中を、第23回の総会が委員全員の出席をいただき開会できますことを大変ありがたく思います。

また、昨日は歓迎会を開催しましたが、出席された方々におかれましては大変お疲れさまでした。さらに、今日は9時半から農政部会が開かれており、農政部会の方々は早朝より大変御苦労さまです。このあとも引き続きよろしくお願いたします。

既に御承知のとおり、4月14日に熊本、大分県で大きな地震があり、大勢の方々が被害に遭われている様子が毎日のように報道されております。被災された方々には1日も早い復興とお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、先日地域担い手総合支援協議会の総会の中で、町長から既存農家の後継者対策について、今年度は新規就農者はもちろん、学卒者、Uターン者の支援を制度化して29年度より実施したいという発言がありました。これは、先月町長に対し建議の中で要望した事項であります。これは、先月町長に対し建議の中で要望した事項であります。これは、先月町長に対し建議の中で要望した事項であります。

また、先ほど挨拶をいただきました箱石局長、中田農地係長におかれましては、4月1日より活動されておりますけれども、今回が初めての総会ということで、こちらについてもよろしくお願したいと思ひますし、今後の農業委員会活動につきましても活躍を期待したいと思います。

本日は報告案件が1件、協議案件が4件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

また、先ほど事務局の方から報告がありましたけれども、総会終了後、午後からならうかと思ひますが、26年の3月から調査、検討をいただいております賃借料について、東山先生の方から説明をいただきますので、そちらの方もよろしくお願をして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、8番 嵯峨委員、9番 松家委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長 (会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第1号農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項及び第2項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されております。

また、同条第6項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。

本案は、3件の合意解約に係る報告でございますが、整理番号1は茶内旭1丁

目〇〇番地、〇〇〇〇氏が、茶内東1線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に農地法第3条により賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内基線〇〇〇番地〇ほか〇筆、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

次に整理番号2は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が姉別南6線〇〇番地、〇〇〇〇氏に農業経営基盤強化促進法により賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別南6線〇〇番地〇ほか〇筆、面積は〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

次に整理番号3は、円朱別西7線〇〇番地、〇〇 〇氏が〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に農業経営基盤強化促進法により賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西5線〇〇番地ほか〇〇筆、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

また、本報告に係る土地の詳細及び航空写真につきましては、議案書2ページから7ページ、議案関係資料の1ページから3ページでございますので、御確認をいただきたいと思っております。

なお、この3件の農地に係る今後の流れでございますが、整理番号1については〇〇氏より売買によるあっせんの申出があり、現在、利用権設定の調整を進めており、整理番号2については近隣の農家が賃貸借を希望しておりますので、来月以降の総会で提案する運びになろうかと思っております。また、整理番号3については現在、就農を予定している研修生に対し、〇〇氏と研修生との間で賃貸借設定の準備が進められているというお話を伺っております。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。本案については、整理番号2と3で〇〇〇〇委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。議案審議の順番につきましては、整理番号1の質疑、採決を行い、続いて整理番号2と3の審議に入りたいと思っております。

それでは、これから、質疑を行います。

まず、整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2の質疑を行います。〇〇〇〇委員と私はここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職 務 代 理

それでは、引き続き、会議を行います。
これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

各 委 員

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議 長

日程第7 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受領したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は2件の現況証明願でございますが、浜農委28-1号の願い出人は、茶内西3線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西3線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡で、住宅建設を行うための現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川英之委員、穴吹委員、嵯峨委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は住宅に隣接する土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に浜農委28-2号の願い出人は、姉別南4線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は姉別南2線〇〇番、〇筆、面積〇〇〇㎡で、売買による所有権移転を目的とした地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。現地調査につきましては、白川英之委員、穴吹委員、嵯峨委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は原野化している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長	(詳細説明あるも省略)
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受け ます。調査委員の方々、何かありませんか。
各調査委員	(なしの声)
議長	特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を受付番号順に行います。 まず、浜農委28-1号について、質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委28-2号の質疑を行います。質疑ありませんか。 9番松家委員。
松家委員	この土地については、このあと建物を建てる予定などがあるのでしょうか。
農政係長	これは、建物を建てる予定とかではなく、地目を農地から外した後に分筆登記 を行い、その後に当事者同士で土地の売買が行われるとお聞きしております。
議長	他に質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第1号を受付番号順に採決いたします。 お諮りします。 浜農委28-1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、浜農委28-1号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委28-2号を採決いたします。

す。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、地区担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1と2について、10番白川英之委員、お願いします。

白川(英)委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号3から5について、6番新井委員、お願いします。

新井委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号6について、11番谷口委員、お願いします。

谷口委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。
それでは、これから、議案第2号の質疑を整理番号順に行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。 9番松家委員。
松 家 委 員	個人の土地を法人に貸すということは何か理由があるのでしょうか。
農 政 係 長	農業生産法人の構成員要件の中に、出資者である株主又は社員が、農地又は労働の提供者であるかという規定があります。佐藤さん本人が法人に対し農地を提供するというはこの要件に該当しますので、構成員要件を満たすための措置ではないかと思われます。
議 長	他に質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第2号を整理番号順に採決いたします。 お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作の事業に供している農業生産法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされております。

農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農業生産法人としての要件を確認し、総会で決定することとされております。確認すべき要件としましては、1点目の形態要件として、株式会社、有限会社、農事組合法人等のいずれかに該当しているか、2点目の事業要件として、主たる事業が農業であるか、3点目の構成員要件として、出資者である株主又は社員が、農地又は労働の提供者であるか、4点目の業務執行役員要件として、役員の過半が年間150日以上事業に従事する構成員で、さらにその過半が、60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇から〇月〇〇日付けで報告を受けたものでございますが、別記様式農業生産法人要件確認書に記載のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全ての要件を満たしているものと思われますので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

農地係 長

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

農地係長

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第4号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借権設定に伴う2件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1と2の利用権を設定する者は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、賃貸借期間満了により再度設定を行うものでございますが、整理番号1の権利の設定を受ける者は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は茶内西8線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡、整理番号2の権利の設定を受ける者は、茶内西8線〇〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は茶内西8線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

以上、それぞれ関係者の同意により新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を整理番号順に行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第4号を整理番号順に採決いたします。 お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事 務 局 長		次回総会日程については、5月30日、木曜日、午前10時からを提案いたします。
議	長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、5月30日、木曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。 以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第23回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時25分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

8番 嵯峨 弘巳

浜中町農業委員会

9番 松家 忠夫

農地法第3条調査書

調査日：平成28年4月12日

第23回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1（賃貸借）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、嵯峨弘巳委員、永洞忠志委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1項 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員3名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成28年4月12日

第23回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2（賃貸借）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、嵯峨弘巳委員、永洞忠志委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1項 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員3名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成28年4月15日

第23回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号3（賃貸借）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、嵯峨弘巳委員、永洞忠志委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1項 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員3名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成28年4月15日

第23回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号4（賃貸借）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、嵯峨弘巳委員、永洞忠志委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1項 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員3名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成28年4月15日

第23回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号5（賃貸借）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、嵯峨弘巳委員、永洞忠志委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1項 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員3名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成28年4月20日

第23回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号6（使用貸借）

譲受人	○○○○○○○○(○) (○)○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口正明委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1項 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第23回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号1 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		① 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		② 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第23回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号2 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		③ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		④ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—